

グリーン購入法と合法性証明木材！

今年4月から改正グリーン購入法（既報118号）が施行されました。それに先立ち、2月に林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を発表しました。

国際的な環境問題から地球規模での環境保全や持続可能な森林経営を行うためには、違法伐採の防止が重要な課題となっています。したがって、国や県に於いては「環境物品等の調達に関する基本方針」を改訂し、国・県が調達する木材・木製品についても合法性が証明されていることを求めています。当面、公共物件に対してだけ、求められることになっていますが、大手のハウスメーカー等では「合法性の証明された木材での家造り」をキャッチフレーズにするところもあり、今後その傾向は増えると思われま

す。本県においても鹿児島県森林組合連合会と鹿児島県林材協会連合会が合法性等の証明に係る認定制度を創設することになりました。この認定を受けることで、自社で「合法材である」ことの証明をすることができるようになります。この説明会が、下記の日程で行われます。製材業の方はぜひ参加されることをお勧めします。

9月8日(金) AM10:00～12:00 県銘木市場協同組合 2F 会議室

PM2:30～4:30 宮之城合同庁舎 2F 大会議室

9月13日(水) PM1:00～3:00 西之表市民会館

9月15日(金) PM1:00～3:00 大島支庁本館

9月19日(火) PM1:00～3:00 鹿屋合同庁舎

内容 ①国等の違法伐採対策について

②合法性等の証明方法について

③その他

* 違法伐採の定義は定かではありませんが、「伐採届け」のでていない場合は「違法に伐採された木材」となるようです。自分の山の木を切る場合でも同じです。

【情報】

10月はいろいろなシンポジウムがありますが、申込の必要なものについてお知らせします。

* 生物資源シンポジウム

日時 平成18年10月13日(金) PM1:20～5:00

場所 木材会館7F講堂(江東区深川2-5-11)

参加費 無料(懇親会は2000円)

申込先 グリーンスピリッツ協議会(Tel 03-5478-7651)

* 蟻の花尾詣で

日時 平成18年9月23日(土) AM7:00～(照国神社出発)

場所 花尾神社(鹿児島市花尾町) 照国神社～花尾神社 を歩く

【定休日】9月は3, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 30日となります

10月は1, 8, 14, 15, 21, 22, 28, 29日となります

ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

